

## 家畜伝染病について 改めてご注意ください

令和元年末より新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が中国の武漢市を中心に出現し、またたくまに世界中に広がりました。国内では今年4月に緊急事態宣言が発令され、5月中旬以降ようやく新規感染者が減少してきました。しかし、ここで対策が緩んでしまうと、再び感染者が増えてしまうかもしれません。この感染症との戦いは1年以上の長い期間の息の長い対策が必要と言われています。

一方、畜産業界では高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、CSF(豚熱)などの家畜伝染病や牛白血病などの届出伝染病が国内外で発生しており、発生予防と発生時の迅速な対応が求められています。

特に平成30年9月、26年ぶりに確認されたCSFは養豚農場だけでなく野生イノシシの間で感染が広がり、現在も清浄化されていません。口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、ASF(アフリカ豚熱)も近隣諸国で絶えず発生しており、いつ国内に侵入してもおかしくありません。

改めてこれら伝染病の発生の予防と早期発見・通報にご協力をお願いします。

特に次の点にご注意ください。

・病原体を農場に持ち込まないために、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

・伝染病を広げないためには、早期発見が大切です。毎日家畜を観察し、異常が見られたときにはすぐに獣医師や家畜保健衛生所に連絡願います。

・疾病ごとに定められた右記の特定症状を発見した場合、すみやかに家畜保健衛生所にお知らせください。

**特定症状** (ただし他の疾病や事故が原因であることが明らかな場合をのぞく)

### 【口蹄疫】

牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・イノシシ

- ① 39.0℃以上の発熱および泡沫性流延(よだれ)、跛行(正常に歩けない)、起立不能、泌乳量の大幅減少等があり、口腔内等に水疱、びらんがあること
- ② 同じ畜房(畜舎)内で複数の家畜に水疱があること
- ③ 同じ畜房(畜舎)内で半数以上の家畜が2日間で死亡すること

### 【高病原性鳥インフルエンザ】

鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥

- ① 同じ家きん舎内で1日の死亡率が直近3週間の平均の2倍以上になったとき
- ② 民間獣医師が簡易検査等でA型インフルエンザウイルス陽性と判断したとき
- ③ 次の症状を示したとき  
ア. とさか、肉すいのチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下  
イ. 5羽以上の家きんがまとまって死亡

### 【CSF】 豚・イノシシ

- ① 耳翼、下腹部、四肢の紫斑
- ② 同一の畜房(畜舎)で約1週間の間に次の症状を示す家畜が増加したとき  
ア. 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退  
イ. 便秘、下痢  
ウ. 結膜炎(目やに)  
エ. 歩行困難、後軀麻痺、けいれん  
オ. 削瘦、被毛粗剛、発育不良(ひね豚)  
カ. 流死産など異常産  
キ. 血液凝固不全による皮下出血、皮膚紅はん、出血、血便
- ③ 同一の畜房(畜舎)で約1週間の間に複数の繁殖豚、肥育豚が死亡する
- ④ 同一の畜房(畜舎)で複数の豚で白血球減少が認められる

(三松)